

地域資源活用エネルギー導入推進事業（体制づくり・啓発支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金（以下「本補助金」という。）のうち体制づくり・啓発支援補助金の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）対象地域住民組織

地域住民を主体として組織され、以下の要件を満たすもの

- ア）団体の本拠としての事務所を県内に有し、主として県内で活動する団体であること。
- イ）定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意志決定により事業執行ができること。
- ウ）独立した経理の機能が確立していること。
- エ）代表者が明らかであること。
- オ）政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体ではないこと。

（2）対象NPO法人

特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に基づき認定された法人でその本拠としての事務所を県内に有し、主として県内で活動する法人であること。

（3）対象民間事業者等

会社法（平成17年7月26日法律第86号）その他法律の定めにより設立された法人で、県内に事務所を有し、県内での事業実績があること。

（交付目的）

第3条 本補助金は、小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域住民組織、NPO法人、エネルギー事業者等が行う人材育成や普及啓発等の取組を支援することで地域資源である再生可能エネルギーの導入に対する県民の理解を深めることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、別表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以下とし、上限は同表の第5欄に掲げる額とする。また、事業実施期間は、同表の第6欄に定める期間とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、毎年1月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助事業の目的、効果に変更をもたらす変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月25日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助 上限額	6 事業実 施期間
事業区分	内容					
体制づくり・啓発支援	地域資源である再生可能エネルギーの導入のため、地域で連携・協働して行う、人材の発掘・育成や協議会等の体制づくり、普及啓発等の取組	地域住民組織、NPO法人、民間事業者等	第1欄の補助事業を実施するために要する以下の経費。 謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10	100 千円	当年度 末まで
次世代エネルギーパーク利用促進支援	とっとり次世代エネルギーパーク施設において、見学者に対し必要な情報を提供するための整備に係る事業のうち次に掲げるもの。なお、国又は地方公共団体等から補助金の交付を受けているものは対象としない。 (1) 看板及び展示物等の設置 (2) 見学専用スペースの整備 (3) 説明用資材及び配布資料等の作成	とっとり次世代エネルギーパーク（経済産業省認定のとっとり次世代エネルギーパーク計画に基づくもの）に登録している施設の設置者又は管理者	第1欄の補助事業を実施するために要する以下の経費。 需用費、役務費、備品購入費、委託費、工事費 （但し、委託費、工事費については県内事業者が発注したもの及びあらかじめ県内事業者以外の者に発注することについて知事の承認を受けているものに限る。）	1/2	300 千円	当年度 末まで

様式第1号（第4条、第6条、第7条関係）

年度地域資源活用エネルギー導入推進事業(体制づくり・啓発支援)補助金事業計画(報告)書

1 事業概要

事業区分	☐ 体制づくり・啓発支援 ☐ 次世代エネルギーパーク利用促進支援
事業名	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施場所	
事業の目的及び効果	
事業の概要	

2 事業の内容及び経費の配分

項 目	内 容	補助対象経費 (算定基準額)	負担区分	
			県補助金	その他
		円	円	円
合 計				

(注) 補助対象経費の欄には、補助事業に要する経費から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

3 その他

本補助金以外の県からの補助金等の助成の有無	☐ 無 ☐ 有 ※「有」の場合は活用する補助金やその事業内容、当該補助金の問合先を記載すること。
県内事業者への発注が困難である理由	※止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ分かっている場合に記載

(注) 1 事業実施主体の組織構成が確認できる書類（団体の規約、役員名簿等）を添付すること。
2 事業報告書として提出する際は、事業の実施状況が把握できる（写真・チラシ・パンフレット等）や事業費の根拠となる資料（契約書、領収書等の写し）を添付すること。

様式第2号（第4条、第6条、第7条関係）

年度地域資源活用エネルギー導入推進事業(体制づくり・啓発支援)補助金事業収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額（決算額）	内 訳
県補助金		
自己財源		
その他の収入		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額（決算額）	内 訳
合 計		

年 月 日

様

職 氏 名

年度地域資源活用エネルギー導入推進事業(体制づくり・啓発支援)補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度地域資源活用エネルギー導入推進事業（体制づくり・啓発支援）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

算定基準額	金	円
交付決定額	金	円

3 補助額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、地域資源活用エネルギー導入推進事業（体制づくり・啓発支援）補助金交付要綱（令和4年 月 日付第202100298199号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなくてはならない。